

軽自動車をお持ちのみなさんへ

軽自動車税の納付書は5月初旬に手元へ届くように発送します。

軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車を所有している人に課税されます。

令和6年度 軽自動車税の納期限は

5月31日(金)



- 各種減免の申請期限も5月31日(金)まで
- 課税免除は5月24日(金)まで

※申請期限を過ぎると受け付けできませんので注意してください。



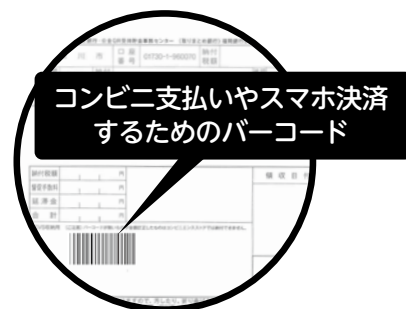
金融機関や指定の
コンビニエンスストアで納税できます。



バーコードの読み取りにより
公式アプリでも納税できます。



地方税お支払サイトや
スマホ決済アプリが利用できます。
※利用できるスマホ決済アプリは
地方税お支払サイトで確認してください。



コンビニ支払いやスマホ決済
するためのバーコード

詳しくはこちら
地方税お支払サイト
(利用者向けホームページ)
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp>

- 軽自動車(2輪の小型自動車を除く)の車検時に軽自動車検査協会が
オンラインで納付確認を行っています。

※書面での納税証明書の提出は必須ではありません。



注意事項

- 個人情報保護の観点から、電話での納付確認には回答できません。
- 車検を業者に依頼するときには、必ず納付状況を伝えてください。

※納付した後、支払い情報が確認できるまで時間がかかりますので、早めの納付をお願いします。

※詳しくは、市ホームページ「軽自動車税」をご覧ください。